

データ入力業務委託
仕様書

佐賀県総務部行政デジタル推進課

データ入力業務委託 仕様書

1 調達概要

1.1 件名

データ入力業務委託

1.2 委託内容

帳票の文字データを、委託者が指定する仕様に基づき入力を行い、委託者が指定した期日までに依頼した帳票及び成果品を納入する。また、納入した成果品について、県が指定する帳票種別毎、文字種毎に正確な入力文字数を、県の求めに応じて報告する。

1.3 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 委託業務の単位

・数字1文字の入力に要するタッチ数	1件
・英字1文字の入力に要するタッチ数	1.5件
・カナ文字1文字の入力に要するタッチ数	1.75件
・漢字1文字の入力に要するタッチ数	5件

なお、1タッチあたりの単価については、データ授受（集配）、パンチプログラムの準備等、本委託業務の実施に係る全ての経費を含むものとする。

3 納入媒体

・CD・DVD

4 データ消去報告

データ入力作業の際に保存したバックアップ等のデータは、納入月の翌月末までに完全消去すること。また、データの完全消去後は、その結果を県に報告し、承

認を受けること。

5 入力データ及び成果品の授受（集配）

入力データ及び成果品は原則として行政デジタル推進課において受渡しを行う。また、入力データ及び成果品の集配時間は9時30分、13時及び16時30分の合計3回とし、全て受託者の負担と責任により毎日（原則として月曜日から金曜日までとし、佐賀県の休日に関する条例第1条第1項に規定する県の休日を除く）行う。

なお、集配時間については佐賀県と受託者にて話し合い、変更できるものとする。

6 能力要件

最大で1回1,000,000件（タッチ）程度のデータを9時30分に受け取り、入力後入力内容の再確認を行ったうえで当日の16時30分までに納入するだけの能力を有し、かつ、500,000件（タッチ）程度のデータを受取り、入力後入力内容の再確認を行ったうえで受取りから2時間以内に納入できる能力を有すること。

7 年間予定委託件数

約 7,290,000 件（タッチ）

8 その他

受託者は、委託業務の処理について、システムコード毎、文字種別毎に正確な入力文字数を記載した入力件数に係る実績報告書を毎月委託者に提出すること。

9 問い合わせ

佐賀県総務部行政デジタル推進課

システム維持運用担当

佐賀市城内一丁目1番59号

Tel:0952-25-7187 FAX:0952-25-7299